

治山事業

県土づくり本部 森林整備課

1

治山事業とは...

事業の目的

- 森林の維持造成を通じて山地で起こる災害から住民の生命・財産を守るとともに、水源かん養や生活環境の保全・形成等を図る。

事業の内容

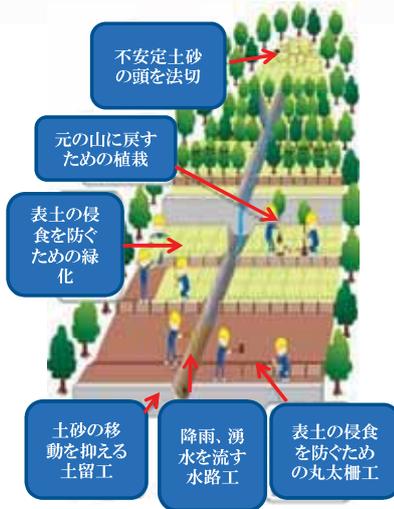
- 山腹崩壊地や異常な土石の堆積している荒廃溪流地等の復旧整備

2

山地治山事業の主な工法

山腹工

崩壊した山腹斜面の安定のための施設（土留工や水路工等）の設置や樹木の植栽【森林の再生】



溪間工

荒廃した溪流の安定化のための施設（治山ダムや流路工等）の設置や樹木の植栽【森林の再生】



林道事業

県土づくり本部 森林整備課

林道事業とは...

事業の目的

- 森林施業の効率化による良質な木材の生産や森林整備の推進及び山村の振興を図るための基盤整備を目的とする。

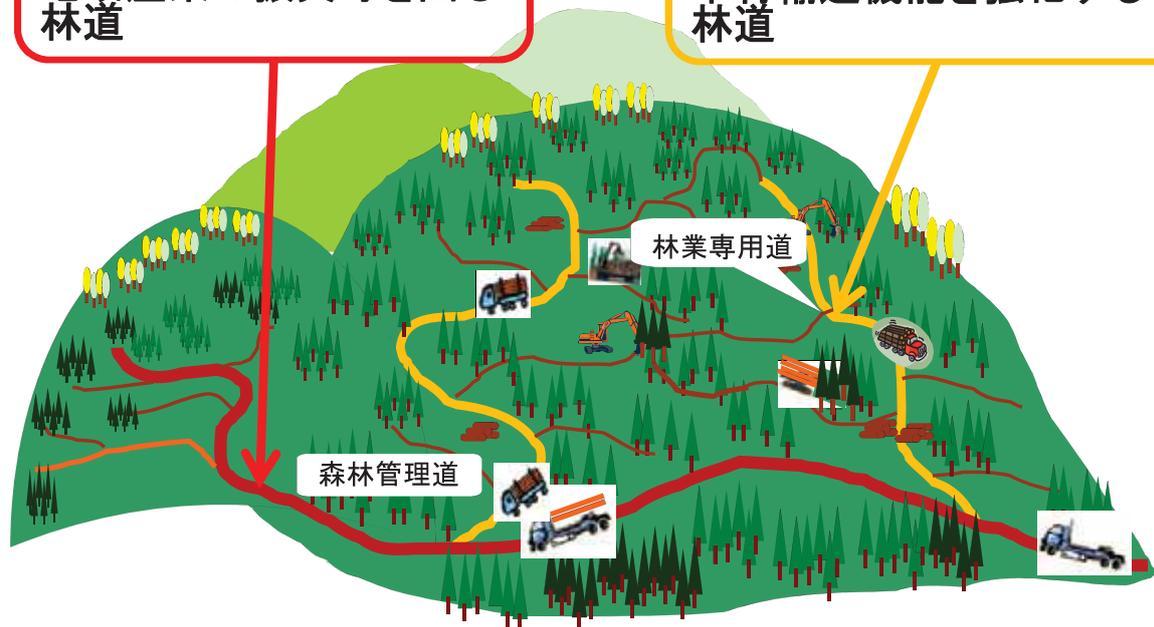
事業の内容

- **森林管理道の整備**
効率的な森林の整備や地域産業の振興を図る幹線となる林道の整備
- **林業専用道の整備**
幹線となる林道を補完し、専ら森林施業の用に供し、木材輸送機能を強化する林道の整備

林道イメージ図

【森林管理道】
効率的な森林の整備や
地域産業の振興等を図る
林道

【林業専用道】
専ら森林施業の用に供し、
木材輸送機能を強化する
林道



事業の効果

- ◎森林へのアプローチが容易となる
- ◎森林施業の適切な実施ができる
- ◎山村地域の人々の通勤路等の生活道になる



森林管理道
(陣の山線)



林業専用道
(鳥海～踊瀬線)(施行中)